

青森県報

第三千六百二二号

平成二十四年
十月十日
(水曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可……………(同) ……二
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
- 公 告……………
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生化課) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……四

告 示

青森県告示第七百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス 事業を行う 場所	指 定 年 月 日
社会福祉法人 人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	通所介護	三沢市大津二丁目一の三七四	平成 二〇・一
社会福祉法人 常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	通所介護 (療養通所介護)	三沢市大字三沢二丁目一六四の二九	"
有限会社 ぞみケアセ ンター	三沢市大町二丁目一三の四五	通所介護	上北郡六戸町七松ヶ丘四丁目七の七八七	"
有限会社 たらの衣料 たけお	むつ市川内町川内一三九の三	福祉用具 貸与	むつ市川内町楯木一〇二の一	"
有限会社 たらの衣料 たけお	むつ市川内町川内一三九の三	特定福祉 用具販売	むつ市川内町楯木一〇二の一	"
株式会社 アホーム ユ	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	通所介護	五所川原市大字福山字実吉七二の三	"
株式会社 部住建	三戸郡三戸町大字川守田字境沢三三三の三	訪問介護	三戸郡三戸町大字川守田字沖中七三の四	"

青森県告示第七百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	株式会社南部の里あつぶる園
主たる事務所の所在地	所 在 地	八戸市高州一丁目一の一
居宅介護支援事業を行う事業所の名称	名 称	南部の里介護支援センター
事業所の所在地	所 在 地	三戸郡南部町大字斗賀下斗賀
年月日	指 定 日	平成二〇・一

青森県告示第七百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業をを行う事業所の所在地	指 定 日
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	介護予防	三沢市大町二丁目二の三四	介護予防	三沢市大町二丁目二の三四	平成二〇・一
有限会社セゾみケアセンター	三沢市大町二丁目一三の四五	介護予防	上北郡六戸町小松ヶ丘四丁目七の七八七	介護予防	上北郡六戸町小松ヶ丘四丁目七の七八七	"
有限会社くらしの衣料たけお	むつ市川内町川内一三九の三	介護予防	むつ市川内町楯木一〇二の一	介護予防	むつ市川内町楯木一〇二の一	"
有限会社くらしの衣料たけお	むつ市川内町川内一三九の三	介護予防	むつ市川内町楯木一〇二の一	介護予防	むつ市川内町楯木一〇二の一	"
有限会社ユアホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	介護予防	五所川原市大字福山字実吉七二の三	介護予防	五所川原市大字福山字実吉七二の三	"

株式会社南	三戸郡三戸町大字川守田字境沢三三三の三	訪問介護	訪問介護事業所いちばん星	三戸郡三戸町大字川守田字沖中七三の四	"
-------	---------------------	------	--------------	--------------------	---

青森県告示第七百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により公示する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護老人保健施設の開設者	名称又は名	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護老人保健施設の名称	所 在 地	許 可 日
公立野辺地病院	三戸郡野辺地町字鳴沢九の一二	公立野辺地病院	三戸郡野辺地町字鳴沢九の一二	公立野辺地病院	三戸郡野辺地町字鳴沢九の一二	平成二〇・一
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町字田狭沢四〇の九	公立野辺地病院	三戸郡野辺地町字鳴沢九の一二	公立野辺地病院	三戸郡野辺地町字鳴沢九の一二	平成二〇・一

青森県告示第七百三十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 三沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由

用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備
え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年九月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八ネット福祉オンブズマン
- 三 代表者の氏名
溝口 隆造
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市小中野四丁目二の二三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、社会福祉事業者等が行うサービスを利用する障害者、高齢者、児童
の権利を擁護すると同時に地域社会の福祉サービスの向上に寄与することを目的と
する。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の  
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十四年九月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人花さき村
- 三 代表者の氏名  
河原木 幸二
- 四 主たる事務所の所在地  
八戸市小中野五丁目一の二四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する障害者（児）に対し、地域生活  
支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サー  
ビスの向上に寄与する事を目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年九月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおせつからんど

三 代表者の氏名

古川 博

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字市川町字桔梗野上一九の一三七麦沢方

五 定款に記載された目的

この法人は、オセツカを中心とした野生生物全般の生息環境（生態系）の保全を図り、生物多様性を維持すると同時に地域住民と環境との共生に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人黒石福祉サーブス

三 代表者の氏名

山本 真

四 主たる事務所の所在地

黒石市追子野木三丁目二二五の一

五 定款に記載された目的

この法人は、黒石市及び周辺市町村民を対象に、高齢化に伴う身体的精神的理由により支援を必要とする人、もしくはその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平成謝恩会

三 代表者の氏名

金澤 孝吉

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町向山東二丁目二の一六八四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者等が生産活動、創造的な活動、地域に必要なボランティア活動等に喜びをもって参加でき、自立した生活を営めるよう総合的に支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭